

平成22年1月27日

消費者事故情報等の収集・仕分けと分析・原因究明の推進について

1. 消費者事故情報等 資料－3

○消費者安全法に基づく通知情報

- ・平成21年9月以降、消費者安全法に基づき、生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は775件であり、210件が重大事故等（平成21年末時点）
- ・消費者庁では、重大事故等について、被害拡大のおそれがあり得ると考えられる事案の処理状況を仕分け、被害拡大・再発防止を図るため、独自の対応が必要な事案を抽出、分析・原因究明を推進

○情報システムによる収集情報（P I O－N E T等）

- ・P I O－N E T（消費生活センターをネットワークで結び、消費者から寄せられる事故情報を収集するシステム）では平成19～20年度に毎年8千件以上の事故情報を収集
- ・特に上位に位置する「保健・福祉サービス」、「食料品」、「保健衛生品」について、分析・原因究明を検討

○子供の事故

- ・「消費者目線」の実践の在り方としては、生活弱者の目線、特に、子供の事故をなくす目線の重要性が指摘されているところ
- ・子供の事故については、特に事故情報と頻繁に接している救急救命医師、小児科医師等の協力を得ながら、被害拡大防止に資するため喫緊の取り組みが必要な事案を優先的に分析

2. 分析・原因究明の方法

(1) 要注意情報の抽出

集約された消費者事故等に係る情報について、迅速・的確に分析・原因究明を進めることが必要な要注意情報として以下を抽出。同種・類似事故の拡大・再発防止を目指すことを目標として原因究明等を推進

- ・転倒・転落事故（遊具事故、ベビーベッド等からの転落事故）
- ・窒息・溺水事故（浴槽用浮き輪による溺水事故、ゴムボールによる窒息事故）
- ・中毒及び有害物質への曝露（家庭用品等による中毒事故、健康食品による事故）

- ・火災への曝露（ライター火遊びによる火災事故）
- ・その他（ベビーカーによる指挟事故、本棚転倒事故）

(2) 転倒・転落事故

○遊具事故 資料－４

- ・消費者庁には、昨年９月以降遊具に起因する重大事故等は９件通知
- ・遊具に起因する事故については、管理者によって対応に差がある場合もあり、消費者庁において関係者と連携して分析・対策の検討を実施

⇒関係行政機関での事故情報の共有強化、発生頻度の高い事故に対する対策強化等を推進

○ベビーベッド等からの転落事故

- ・消費者庁には、昨年９月以降ベビーベッドからの転落事故が１件通知。また、日本小児科学会においても同種事故の報告

⇒消費者庁において、経済産業省に対して実態調査等を依頼

(3) 窒息・溺水事故 資料－５

○浴槽用浮き輪による溺水事故

- ・「日本小児科学会雑誌 Injury Alert」において、事故報告。また、平成14年～19年に10件の同種事故報告（国民生活センター）
- ・同製品については、(社)日本玩具協会によりメーカー共同での注意喚起等の措置が講じられた

○ゴムボールによる窒息事故

- ・「日本小児科学会雑誌 Injury Alert」及び日本小児科救急医学会雑誌において平成３年～20年に３件の同種事故報告
- ・(社)日本玩具協会において、使用に当たっての年齢制限や注意表示の自主基準を設けている

⇒消費者庁としては、事故防止のため各製品の流通実態や小売店以外の購入経路等を確認、対策案を検討

(4) 中毒及び有害物質への曝露

○家庭用品等による中毒事故 資料－６

- ・消費者庁には、昨年９月以降化学物質による消費者事故等は５件通知。日本小児科学会においても有機溶剤による中毒事故の報告
- ・中毒事故全般の情報把握や分析が不十分

⇒(財)日本中毒情報センターと連携し、家庭用品等に起因する中毒事故情報について、事故概要や傾向を分析。要注意情報に関する

必要な追跡調査を実施

○健康食品による事故 資料－7

- ・消費者庁には、昨年9月以降健康食品に関する消費者事故情報は2件通知。PIO-NETでは、健康食品に関する危害情報が平成16～21年度に約3千件
- ・健康食品に関する被害全般の情報把握や分析が不十分
⇒(独)国民生活センターと連携し、健康食品に関する消費者事故について、被害の大きな製品を抽出。要注意情報に関する必要な追跡調査を実施

(5)火災への曝露

○ライター火遊びによる火災事故 資料－8

- ・12歳以下の子供のライターに関係した火災が東京消防庁管内で平成10年～20年に512件発生。重大事故につながるケースが多い
⇒消費者庁は、経済産業省等と連携し、実態調査を実施
経済産業省は、子供に対するライター使用の安全対策として、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて検討するため、昨年12月15日開催の消費経済審議会製品安全部会に諮問

(6)その他

○ベビーカーによる指挟事故 資料－9

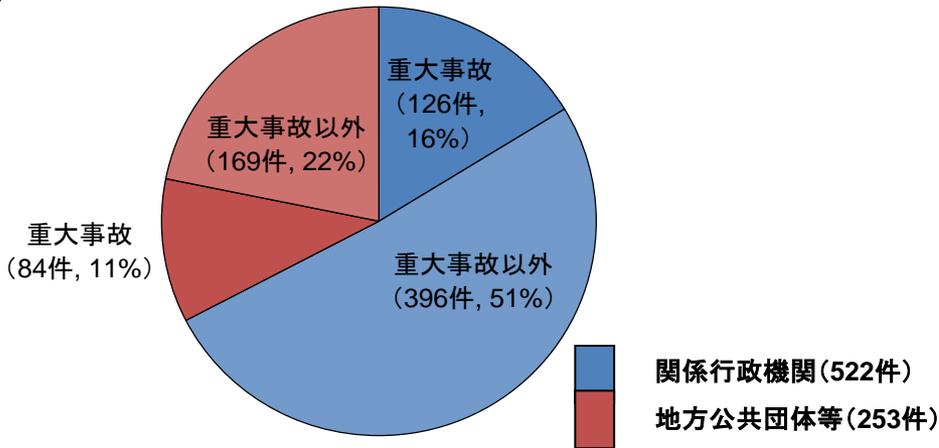
- ・指挟事故(45件)に対しては、SG基準の強化、乳幼児の転落(39件)には、当該製品のメーカーによるリコールなどが対策済
⇒消費者庁としては、更なる安全性向上に関する検討、公共交通機関など注意を要する使用環境に関する注意喚起等の対策案検討

○本棚転倒事故 資料－10

- ・昨年10月札幌市の古本店で本棚が突然転倒。小学5年生女児が意識不明の重体
- ・当該本棚転倒事故については、現在捜査中であるが、他の古本店においても類似の製品使用や使用形態のある可能性
⇒家具の転倒に対する安全性に関する評価手法を把握、同種事故防対策を推進

消費者事故等に係る情報の集約状況 ①(平成21年12月31日時点)

- 消費者安全法に基づき、生命・身体被害に関する消費者事故等として消費者庁に通知された事案は775件。210件が重大事故
- 消費者庁では、被害拡大・再発防止を図るため、重大事故等について、被害拡大のおそれがあり得ると考えられる事案の処理状況を仕分け【STEP1】、自ら対応が必要な事案を抽出【STEP2】、分析・原因究明【STEP3】を推進



消費者庁への通知事故(775件)

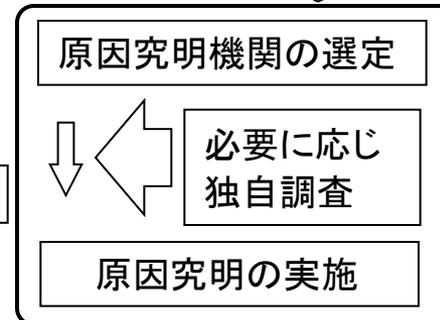
【STEP1:仕分け】

被害拡大のおそれのあり得ると考えられる事故の処理状況を仕分け
 (A)対策済 (B)対策検討・実施中 (C)分析着手
 (D)未進展その他

被害拡大のおそれのあり得ると考えられる事案について、処理状況を通知元機関へ確認、以下に仕分け

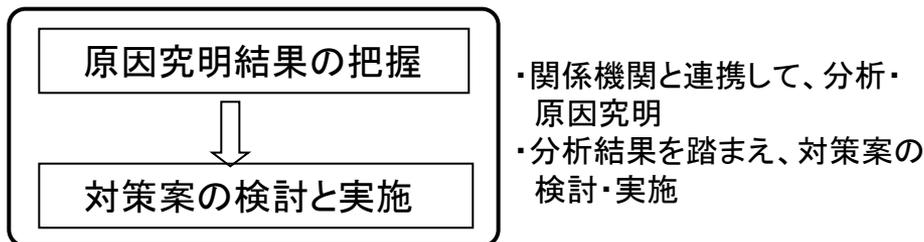
- (A) 対策済: 対策実施等により事案処理済
 (B) 対策検討: 実施中: 原因分析結果を踏まえ対策案の検討もしくは実施中
 (C) 分析着手: 関連機関等により原因分析着手もしくは着手予定
 (D) 未進展その他: 進展の見られない事案、事実確認が困難な事案

【STEP2:抽出】



原因究明機関の選定困難など、進展が見られない事案は、必要に応じ自ら調査

【STEP3:分析・究明】



消費者事故情報等の集約状況 ②(PIO-NET 平成19～20年度)

- 集約した消費者事故等について、軽微な事故情報であっても拡大可能性、多発性や特異性などを勘案し、要注意事案を抽出、追跡調査や原因究明の実施を検討
- 当面、過去2年分のPIO-NET(消費生活センターをネットワークで結び、消費者から寄せられる事故情報を収集するシステム)の事故内容について追跡調査のうえ、必要に応じ原因究明を実施
- PIO-NETでは平成19～20年度に毎年8,000件以上の事故情報を収集。分類別には「保健・福祉サービス」、「食料品」、「保健衛生品」が上位

PIO-NETシステム情報上位商品・役務

商品等分類	平成19～20年度:約8490件/年		
危害情報	件数 割合[%]	主な商品・役務	
		①	②
保健・福祉サービス	3921 (23.1%)	エステティックサービス (1210)	医療サービス (1152)
食料品	3745 (22.1%)	健康食品 (969)	調理食品 (676)
保健衛生品	2641 (15.6%)	化粧品類 (1226)	家庭用電気治療器具 (189)

PIO-NETシステム情報 年代別危害発生上位商品

年代	①	②
20歳代	エステティックサービス(457)	医療サービス(162)
30歳代	エステティックサービス(358)	医療サービス(237)
40歳代	化粧品類(215)	エステティックサービス(147)
50歳代	化粧品類(212)	医療サービス(143)
60歳代	健康食品(208)	化粧品類(182)
70歳代	健康食品(286)	医療サービス(169)